

## 一般会計等注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
- ① 有形固定資産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの ・・・・・・・・・・・・・・・・ 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。  
イ 昭和 60 年度以降に取得したもの  
　　取得原価が判明しているもの ・・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価  
　　取得原価が不明なもの ・・・・・・・・・・・・・・・・ 再調達原価  
　　ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。  
② 無形固定資産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
　　取得原価が判明しているもの ・・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価  
　　取得原価が不明なもの ・・・・・・・・・・・・・・・・ 再調達原価
- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
- ① 満期保有目的以外の有価証券  
　　ア 市場価格のあるもの ・・・・・・・・・・・・ 会計年度末における市場価格  
　　イ 市場価格のないもの ・・・・・・・・・・・・ 取得原価  
　　ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、  
　　相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著  
　　しく低下した場合」に該当するものとします。
- ② 出資金  
　　ア 市場価格のないもの ・・・・・・・・・・・・ 出資金額  
　　ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、  
　　相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著  
　　しく低下した場合」に該当するものとします。
- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。） ・・・・・・・・・・・・ 定額法  
　　なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
　　建物 10 年～50 年  
　　工作物 6 年～75 年  
　　物品 2 年～18 年
- ② 無形固定資産 ・・・・・・・・・・・・ 定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徹収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徹収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徹収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上します。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、短期投資及び出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

#### 4. 偶発債務

該当事項はありません。

#### 5. 重要な会計方針の変更等

- ① 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
- 一般会計
- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
- |          |        |
|----------|--------|
| 実質赤字比率   | —      |
| 連結実質赤字比率 | —      |
| 実質公債費比率  | 13.1 % |
| 将来負担比率   | —      |
- ※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字となっていないため、「-」の記号で表示しています。
- ※将来負担比率は、比率がマイナスとなるため、「-」の記号で表示しています。
- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 16 百万円
- ⑥ 過年度修正等に関する事項
- 貸借対照表において、過年度の固定資産の残高に誤りがあり、基金残高を 1 百万円増加しています。これにより、純資産変動計算書において無償所管換等が同額計上されています。
- ② 貸借対照表に係る事項
- ① 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| 標準財政規模                    | 6,144 百万円  |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 10,244 百万円 |
| 将来負担額                     | 13,902 百万円 |
| 充当可能基金額                   | 7,122 百万円  |
| 特定財源見込額                   | 50 百万円     |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額    | 9,631 百万円  |
- ② 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務

金額

なし

③ 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

④ 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く）	1,597 百万円
-------------------	-----------

投資活動収支（基金積立金支出及び取崩収入を除く）	△636 百万円
--------------------------	----------

基礎的財政収支	961 百万円
---------	---------

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	11,769 百万円	10,864 百万円
繰越金に伴う差額	△680 百万円	0 百万円
資金収支計算書	11,088 百万円	10,864 百万円

繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,581 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	190 百万円
未収債権の減少	6 百万円
減価償却費	△1,989 百万円
賞与等引当金増減額	△32 百万円
退職手当引当金増減額	53 百万円
徴収不能引当金増減額	△2 百万円
資産除却損	△0 百万円
資産売却益	29 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△164 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 1,000 百万円

一時借入金に係る利子額 0 百万円

⑤ 重要な非資金取引

なし